

平成 30 年度茨城県北教育旅行誘致促進支援事業助成金等交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、一般社団法人常陸太田市観光物産協会（以下「協会」という。）が、海・山・川での体験等が可能な県北地域(日立市，常陸太田市，高萩市，北茨城市，常陸大宮市及び久慈郡大子町)において、教育旅行の誘致促進による地域活性化を図るため、県北地域外から県北地域内へと旅行する実施団体等に対し、当該旅行に要する経費の一部について、予算の範囲内において教育旅行誘致促進支援事業助成金及び協力金（以下「助成金等」という。）を交付することに關し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校 小学校，中学校，高等学校をいう。
- (2) 教育旅行 学校が実施する宿泊学習，修学旅行，研究旅行及び青少年育成等団体の行事で小中高生が中心となって行う旅行をいう。
- (3) 旅行事業者 旅行業法に基づき，関係行政機関に登録を行っている旅行業及び旅行業者代理業に従事する者をいう。
- (4) 協力金 教育旅行の誘致に協力した旅行事業者に対して支払うものとする。

(助成対象者)

第 3 条 助成金等の交付を受けることができる者は、県北地域外から県北地域内へと旅行する旅行実施団体又は旅行事業者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 実施期間は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。
- (2) 県北地域において、宿泊を伴うものとする。
- (3) 1 回の参加人数が、20 名以上の団体旅行とする。
- (4) 旅行代金が、1 人当たり 10,000 円以上とする。
- (5) 旅行に関する見積書，領収書（参加人数，利用施設等が確認できるもの）等を提出するものとする。助成金については、旅行に関する経費に反映すること。
- (6) 公序良俗に反する旅行内容でないものとする。
- (7) 同一学校においても学年が異なれば、両者を認めるものとする。
- (8) その他、県北地域の自然，文化，歴史，産業，スポーツ，音楽，研修施設等を活用した体験型教育旅行と認められるものとする。

(助成金等の額)

第 4 条 助成金の額は、民泊体験を伴う旅行は 1 人当たり 5,000 円とする。その他の教育旅行は、1 人当たり 2,000 円とし、一団体 200,000 円を上限とする。

2 協力金の額は、旅行事業者については、当該旅行への参加者 1 人当たり 1,000 円とする。ただし、民泊体験を伴う旅行については、一団体 100,000 円を上限とし、その他の教育旅行については、一団体 50,000 円を上限とする。

(交付申請)

第 5 条 助成金等の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付を受けようとする旅行を実施する日の 2 週間前までに、助成金等交付申請書（様式 1 号）に当該様式に定める必要書類を添付し、協会会長へ提出しなければならない。

(交付決定)

第 6 条 協会会長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、助成金等交付対象旅行としての認定の可否を決定するものとする。

2 協会会長は、前項の規定により助成金等を決定したとき又は不認定を決定したときは、助成金等交付決定通知書（様式 2 号）により、申請者に通知するものとする。

(変更及び中止の報告)

第7条 前条により交付決定の通知を受けた申請者は、当該旅行の内容等を変更又は中止しようとするときは、教育旅行誘致促進事業変更届(様式3号)を提出しなければならない。ただし、次に掲げる場合を除くものとする。

- (1) 助成金等の額及び助成対象経費の減少
 - (2) 参加予定人数の減少(19名以下は中止届)
- (実績報告)

第8条 申請者は、当該旅行が完了したときは、その日から起算して1か月を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、助成金等実績報告書(様式4号)に当該旅行の最終参加者人数及び利用施設等を証明できる書類を添付の上、協会会長へ提出しなければならない。

(額の確定及び支払)

第9条 協会会長は、前条の規定による実績報告があったときは、当該報告に係る書類の審査を行い、適合すると認めるときは、助成金等の額を確定し、助成金等の額の確定通知書(様式5号)を申請者に通知し、助成金等を支払うものとする。

(助成金等の返還)

第10条 申請者が、不正に助成金の交付を受けたことが判明したときは、当該助成金の交付決定を取り消し、既に交付した助成金の返還を求めることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、協会会長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成30年4月1日より施行する。